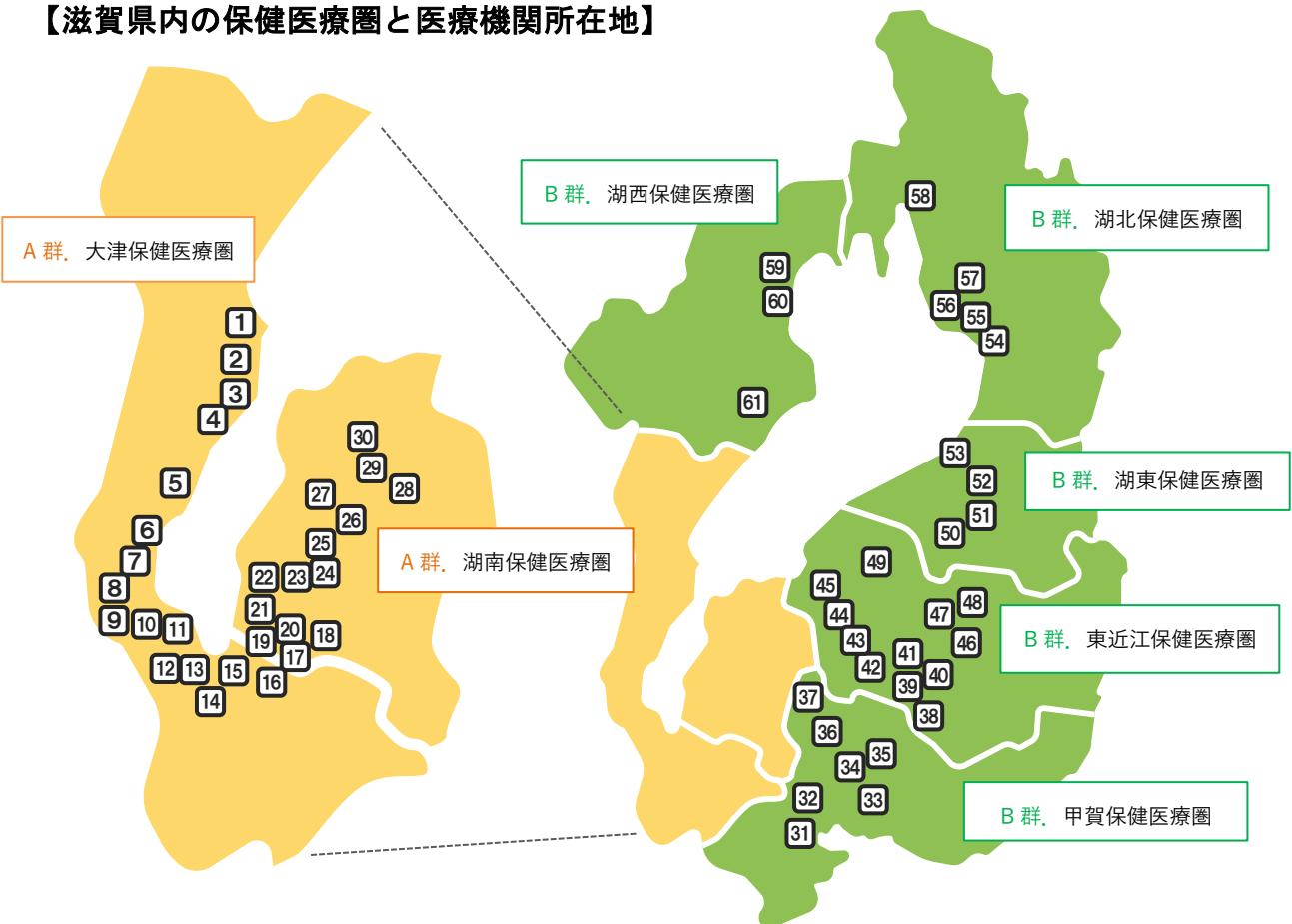


【滋賀県内の保健医療圏と医療機関所在地】



A群 大津保健医療圏

1. 大津赤十字志賀病院
2. 琵琶湖大橋病院
3. 山田整形外科病院
4. 堅田病院
5. 琵琶湖病院
6. 滋賀里病院
7. ひかり病院
8. 大津ファミリークリニック
9. 大津赤十字病院
10. 大津市民病院
11. 打出病院
12. 地域医療機能推進機構滋賀病院
13. 琵琶湖中央リハビリテーション病院
14. 瀬田川病院
15. 琵琶湖養育院病院
16. 滋賀医科大学医学部附属病院

A群 湖南保健医療圏

17. 滋賀県立精神医療センター
18. びわこ学園医療福祉センター
19. 南草津病院
20. 近江草津徳洲会病院
21. 南草津野村病院
22. 淡海ふれあい病院
23. 淡海医療センター
24. 済生会滋賀県病院

25. 済生会守山市民病院

26. 滋賀県立総合病院
27. 滋賀県立小児保健医療センター
28. びわこ学園医療福祉センター野洲
29. 市立野洲病院
30. 湖南病院

B群 甲賀保健医療圏

31. 甲賀市立信楽中央病院
32. 国立病院機構紫香楽病院
33. 甲南病院
34. 水口病院
35. 公立甲賀病院
36. 甲西リハビリ病院
37. 生田病院

B群 東近江保健医療圏

38. 日野記念病院
39. 青葉病院
40. 東近江敬愛病院
41. 神崎中央病院
42. 弓削メディカルクリニック
43. 滋賀八幡病院
44. 近江八幡市立総合医療センター
45. ヴォーリズ記念病院
46. 国立病院機構東近江総合医療センター

47. 湖東記念病院

48. 近江温泉病院
49. 東近江市立能登川病院

B群 湖東保健医療圏

50. 豊郷病院
51. 友仁山崎病院
52. 彦根中央病院
53. 彦根市立病院

B群 湖北保健医療圏

54. セフィロト病院
55. 市立長浜病院
56. 長浜赤十字病院
57. 浅井東診療所
58. 長浜市立湖北病院

B群 湖西保健医療圏

59. マキノ病院
60. 今津病院
61. 高島市民病院

1. 基本事項

(1) プログラムの目的

滋賀県医師キャリア形成プログラム（以下「プログラム」という。）は、下記の目的を達成するため、滋賀県医師キャリアサポートセンター（以下「センター」という。）において策定する。

- ・就業義務年限中のキャリアパスや取得可能な資格・技能を予め明示することにより、修学資金貸与者等のキャリア形成を支援し、本県の地域医療を支える人材を育成する。
- ・修学資金貸与者等の県内医療機関への就業や定着を促すとともに、滋賀県が指定する地域の医療機関への派遣により県内の医師偏在解消を図る。

(2) プログラム適用対象者

プログラムは、次に掲げる者に対し適用する。

①地域枠で入学し、卒業した医師（＝滋賀県医師養成奨学生（滋賀医科大学医学部在籍者を対象とした奨学生）被貸与者）

②キャリア形成プログラムの適用を希望する医師（滋賀県医学生修学資金（全国の医学部在籍者を対象とした修学資金）被貸与者を含む）

※プログラムが義務的に適用されるのは、平成30年度以降に滋賀県医師養成奨学生および滋賀県医学生修学資金の貸与を開始した者。

※今後、自治医科大学医学部を卒業した医師も適用予定。

※その他プログラムの適用を希望する者については個別に対応する。

(3) プログラムの内容

ア プログラム参加期間

貸与を受けていた修学資金等の貸与要綱等に規定する就業義務年限と同期間をプログラム参加期間とする。

適用対象者	就業義務年限	知事が指定する医療機関での勤務期間
滋賀県医師養成奨学生 被貸与者	9年（※1）	就業義務年限の6年目以降
滋賀県医学生修学資金 被貸与者	6年（※2）	就業義務年限の5年目および6年目（※2）

※1) 滋賀医科大学医学部学士編入学者で、令和元年度までに貸与を開始した者は7年。

※2) 平成29年度までに貸与を開始した者は5年。知事が指定する医療機関での勤務期間は就業義務年限の4年目および5年目。

注1) 修学資金等を貸与していないプログラム適用希望者については、滋賀県医師養成奨学生被貸与者に準じ9年間のプログラム参加を推奨することとする。

注2) 就業義務年限から臨床研修の2年間を除いた期間のうち、滋賀県が指定する地域の医療機関において4年間（就業義務年限が6年または7年の場合は2年間）以上診療

業務に従事する。ただし、滋賀県地域医療対策協議会において承認を得た場合はその限りではない。

イ キャリア形成支援の対象となる診療科

プログラムの対象とする診療科は、(一社)日本専門医機構が定めた専門研修プログラムにおける19の基本診療科のうち、滋賀県内に基幹施設がある診療科とする。

貸与を受けている資金の貸与要綱において特段の定めがない場合に限り、診療科の選択について制限は設けない。

※本県に基幹施設のない基本診療科を選択する場合は、個別に対応する。

ウ 身分・待遇

プログラム適用対象者は、就業義務年限中は、原則として研修・勤務を行う医療機関の職員として雇用され、当該施設の勤務条件に従って待遇される。

エ 一時中断

プログラム適用対象者は、センターと十分に調整の上、次に掲げる理由によりプログラムの適用を一時中断することができる。ただし、プログラムの中止期間は、就業義務年限に算入しない。

- ① 大学院（医学を履修する課程に限る。）に在籍しているとき（県内の医療機関で常勤医として診療業務に従事しながら在籍している場合は中断にならない）
- ② 国内または海外の病院または研究所等で医療に関する研修（臨床研修を除く）を受けているとき
- ③ 医療に関する研究のために海外へ留学しているとき
- ④ 産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき
- ⑤ 県内の病院以外の医療機関において診療業務に従事しているとき（臨床研修除く）
- ⑥ 疾病・負傷その他の事由により診療業務に従事していないとき

なお、一時中断ができる上限年数は、貸与を受けていた修学資金等の貸与要綱の規定に従い、下記のとおりとする。

適用対象者	①に該当する期間	②～⑥に該当する期間	最大年数
滋賀県医師養成奨学金被貸与者	4年	合計4年	8年
滋賀県医学生修学資金被貸与者	4年	合計3年	7年

※修学資金等の貸与を伴わないプログラム適用者については、個別に対応する。

(4) プログラムの選択・策定

ア コースの設定

診療科別に基本となるプログラムを作成し、以下のコースパターンを設定する。

①基本コース

専門医資格の早期取得を目的とし、資格取得後は専門医として地域医療に貢献する。

②地域医療重視コース

市中病院を中心にローテートし、実践を通して、地域医療に必要な能力の取得を目的とする。

③大学院進学コース

専門医資格の取得とともに、就業義務期間中に大学院に進学し、学位取得も目指す。

イ コースの策定

コースはセンターで策定し、滋賀県地域医療対策協議会において決定する。基幹施設や連携施設の変更・追加があった場合は、同様の手続きにより決定する。

ウ コースの選択

- ①プログラム適用対象者は、臨床研修2年目の9月までに志望する診療科とコースを選択する。
- ②コースの選択後、変更を希望する場合は、プログラム適用対象者からの申請に基づき知事が適当と認めた場合は、適用されるコースを変更することができる。
- ③センターは、令和3年度以前のプログラム適用対象者については6年生進級までに、それ以外の者については医学部入学時もしくはキャリア形成プログラムの適用を希望した際に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて、書面により同意を求める。
- ④センターは、プログラム適用対象者のキャリア形成を支援するため、定期的に面談を実施するとともに、将来の進路に関する希望等について確認・助言を行う。
- ⑤センターは、プログラム適用者が選択した診療科において、県内医療機関での研修・勤務とキャリア形成が両立できるよう、必要な調整やサポートを行う。
- ⑥知事が指定する医療機関での勤務期間中の派遣先病院は、センターで選定し、滋賀県地域医療対策協議会で決定する。派遣先病院の選定にあたっては、プログラム適用対象者との面談結果を踏まえ、関連する大学医局と調整を行う。

(5) 研修・勤務先医療機関

ア 共通事項

- ・県内医療機関のうち、大津・湖南圏域に所在する医療機関をA群、それ以外の圏域に所在する医療機関をB群とする。なお、この病院群の区分は、県内の医師充足状況等により変動する可能性がある。

- ・プログラム適用対象者は、就業義務年限から臨床研修の2年間を除いた期間のうち、原則としてB群に分類する医療機関で4年間（就業義務年限が6年または7年の者は2年間）以上診療業務に従事する必要がある。ただし、滋賀県地域医療対策協議会において承認を得た場合はその限りではない。

イ 臨床研修

- ・大学卒業後、医師臨床研修マッチング協議会が定めるマッチングの手続きに従い、県内にある表1の基幹型臨床研修病院等において臨床研修を実施する。

<表1 滋賀県内の基幹型臨床研修病院等>

圏域名	病院名
大津	市立大津市民病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院、地域医療機能推進機構滋賀病院
湖南	淡海医療センター、滋賀県立総合病院、済生会滋賀県病院
甲賀	公立甲賀病院
東近江	東近江総合医療センター、近江八幡市立総合医療センター
湖東	彦根市立病院
湖北	市立長浜病院、長浜赤十字病院
湖西	高島市民病院

- ・臨床研修病院の選択は、原則として自由とする。なお、臨床研修期間におけるB群に分類される医療機関での勤務実績はB群での勤務期間として算入しない。

ウ 専門研修

- ・プログラム適用対象者は、臨床研修修了後、原則として県内基幹施設の専門研修プログラムに登録することとする。
※本県に基幹施設のない基本診療科を選択する場合は個別に対応する。

エ 知事が指定する医療機関

- ・知事が指定する医療機関については、次頁の表2に掲げる医療機関のうち、原則としてB群に分類される医療機関とする。ただし、滋賀県地域医療対策協議会において承認を得た場合はその限りではない。

＜表2 知事が指定する医療機関（滋賀県医学生修学資金貸与要綱第8条第1項第1号および滋賀県医師養成奨学金貸与要綱第5条第1項第1号に規定する医療機関）＞

該当する病院	所在市町	所在地による分類	公医的療法	設立する行政機関	医学立法院	国際化部	研究開発部	3定修第1号	医師修業第1臨床第1病院	周地周産期母子医療センター、	小児救急病院	精神科救急病院	輪番制参画病院	二次救急医療病院群	災害拠点病院	重症障害児施設として指定され
			療法第3機関	法人	国立病院	附属病院	滋賀医科大学	病院	規修条の二基に基る一項令に臨第規	院	院	支援事業	治療支援事業	輪番病院	病院群	病院
市立大津市民病院	大津市	A	○					○	○		○	○				
大津赤十字病院	大津市	A	○					○	○	○	○	○	○			○
大津赤十字志賀病院	大津市	A	○													
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市	A			○	○	○				○	○				○
滋賀里病院	大津市	A										○				
(独)地域医療機能推進機構滋賀病院	大津市	A						○				○				○
瀬田川病院	大津市	A										○				
琵琶湖病院	大津市	A										○				
琵琶湖大橋病院	大津市	A										○				
近江草津徳洲会病院	草津市	A									○					
淡海医療センター	草津市	A						○	○			○	○			
滋賀県立精神医療センター	草津市	A	○								○					
びわこ学園医療福祉センター草津	草津市	A														○
滋賀県立小児保健医療センター	守山市	A	○													
滋賀県立総合病院	守山市	A	○					○								○
済生会守山市民病院	守山市	A	○								○	○				
済生会滋賀県病院	栗東市	A	○					○	○	○		○	○			
湖南病院	野洲市	A										○				
びわこ学園医療福祉センター野洲	野洲市	A														○
市立野洲病院	野洲市	A	○										○			
甲賀市立信楽中央病院	甲賀市	B	○													○
公立甲賀病院	甲賀市	B	○					○	○	○		○	○			
(独)国立病院機構 柴香楽病院	甲賀市	B		○												
水口病院	甲賀市	B										○				
ヴォーリズ記念病院	近江八幡市	B														○
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	B	○					○	○	○		○	○			○
滋賀八幡病院	近江八幡市	B											○			
(独)国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市	B		○				○	○	○		○	○			○
湖東記念病院	東近江市	B												○		
東近江敬愛病院	東近江市	B												○		
東近江市立能登川病院	東近江市	B	○											○		
日野記念病院	日野町	B										○	○			
彦根市立病院	彦根市	B	○					○	○	○		○	○			
彦根中央病院	彦根市	B											○			
友仁山崎病院	彦根市	B											○			
豊郷病院	豊郷町	B										○	○			
市立長浜病院	長浜市	B	○					○	○	○		○	○			
セフィロト病院	長浜市	B											○			
長浜赤十字病院	長浜市	B	○					○	○	○	○	○	○			○
長浜市立湖北病院	長浜市	B	○									○				○
高島市民病院	高島市	B	○					○	○	○		○	○			○

※総合診療の専門研修を受講する者のみ、下記の診療所も指定可能とします。